

# 食の安全サポーター情報配信（令和5年9月12日）

食の安全・安心の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
今回は「農薬のお話」についてお知らせします。

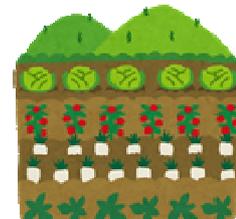


©岡山県「ももっち」

食品を選ぶとき、農薬が残留した野菜を食べても大丈夫？とつい考えてしまいます。そこで、農薬がなぜ使用され、食卓にのぼるまで食品の安全性がどのように守られているかを、ポジティブリスト制度にふれながら説明します。

## 1 農薬はなぜ使われるの？

農作物には、多くの病害虫が発生します。人の病気に医薬品が必要なように、農作物の病害虫対策にも農薬が必要となることもあります。また、農産物の安定生産や品質の維持などのために、有用な農薬もあります。



## 2 農薬は安全なの？

薬効や毒性、残留性などに関する検査を通過した農薬だけが、農薬取締法による登録を受けられます。また、農薬取締法では、農薬の使用時期や使用方法などの基準（使用基準）が定められており、生産者はこれに従って農薬を使用しています。

食品中に残留する農薬については、人が一生涯摂取し続けても健康上の影響がない残留の許容量（残留基準）が定められており、登録された農薬が使用基準を守って使用されていれば、残留基準を超えて食品に残留することはなく、人の健康に悪影響を与えることもありません。

## 3 ポジティブリスト制度ってどんなもの？

平成18年5月にポジティブリスト制度が導入され、原則、全ての農薬について、残留基準が設定されました。また、農産物だけでなく、加工品を含むすべての食品中の残留が規制されています。この制度により、残留基準を超えた農薬が残留する食品は、販売や加工することが禁止されています。

## 4 食品に残留した農薬の検査はどうなっているの？

農産物中の残留農薬の実態を把握するために、検疫所や地方自治体により検査が行われています。輸入品は厚生労働省の検疫所が、国内流通品は地方自治体が、抜き取り検査を実施しています。基準値を超えた場合は、販売禁止や回収措置が取られ、生産現場まで遡って原因調査や再発防止の指導を行っています。

○農薬コーナー

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>（農林水産省HP）

○食品中の残留農薬等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/zanyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanyu/index.html)（厚生労働省HP）



バックナンバーはこちらから <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-97596.html>

岡山県 食の安全サポーター情報

検索

